

# 八潮市は、団体が行う事業の共催又は後援を行っています



## 共 催

事業の企画・運営を団体と市が共同で執り行うこと  
→団体と市の共同開催



## 後 援

事業の趣旨に賛同し、応援の意を表すること  
→市による支援・うしろだて



## 八潮市の共催・後援の承認基準

### 対象となる団体

公益的な法人又はこれに準ずる団体で、次の要件をすべて満たすもの

1. 主催者の存在が明確であること
2. 規約、会則等の定めがあること
3. 事業遂行能力が十分であると判断されるもの

社会福祉法人やNPO法人、連盟や協議会、実行委員会、規約の定めがある市民活動団体など

### 対象となる事業

上記の団体が行う事業で、その内容が次の要件をすべて満たすもの

1. 市の行政目的及び公共の福祉に供するものであること
2. 政治活動、宗教活動に関係していないと認められること
3. 営利が目的でないことと認められること
4. 原則として、全市民を対象としたものであること
5. 開催、又は開設の場所は、公衆衛生及び事故防止について十分な設備措置が講じられていること
6. 公序良俗に反しないこと
7. その他社会的非難を受ける恐れがないこと

### ～承認事例～

- ・子育てに関する講演会を行いたい
- ・市内の少年サッカーチームを集めてリーグ大会を開きたい
- ・市民サークル（規約・実績有）の活動発表として写真展を開きたい

### ～不承認事例～

- ・物品の販売（営利目的）を行いたい
- ・団体の会員のみを参加対象とした座談会を行いたい
- ・イベントに絡めて、宗教勧誘をしたい
- ・選挙にあたって、特定の候補者の支持を集めるため講演をしたい
- ・趣味仲間でイベントをやりたいけれど、規約や実績がない
- ・イベントの参加を見込む人数に適した会場が取れない

成人式や市民まつりも、実行委員会と八潮市の共催によるイベントです！



## 共催・後援の申請のながれ



### 1. 事業の企画段階

共催・後援等の名義使用の承認を受ける場合、「八潮市共催等名義使用承認申請書」(以下、申請書)を事業開催日の1か月前までにその事業に係る

担当課等(以下、担当課)を経て、市長に提出します。

ただし、共催を検討している場合は事業の規模にもよりますが1年～3か月前までに事前に担当課へご相談ください。

なお、申請書の提出から承認・不承認の決定までに2週間ほど要しますので、チラシ等の広告媒体の作成を検討している場合は余裕をもって申請書を提出する必要があります。

### 2. 申請書の作成・提出

申請書は八潮市公式ホームページからダウンロード出来るほか、担当課からお渡ししております。

ご記入の上、事業開催日の1か月前までに担当課に提出してください。

提出を受けた申請は、担当課による審査を経て、申請者へ承認・不承認決定の通知を行います。



「担当課がわからない」などご不明な点がありましたら、市役所2階の市民協働推進課へご相談ください!

電話：048-996-2140

メール:shiminkyodo@city.yashio.ne.jp

様式第1号(第5条関係) **記入例**  
八潮市共催等名義使用承認申請書

令和〇年〇月〇日

(あて先)  
八潮市長

団体名 □□□講演会実行委員会  
申請者 委員長 □□ □□  
住所 八潮市△△ ○番地○  
TEL ○〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

下記の事業に係る市の共催等名義の使用承認を受けたいので申請します。

記

名義使用区分	共催	後援
行 事 名	□□□講演会	
開 催 期 間	令和〇年〇月〇日(〇曜日)	△△時△△分から△△時△△分まで
開 催 場 所	八潮メセナ	
参 加 対 象	全員	
事 業 目 的	□□□に関する有識者を講師とし、□□□について講演を行い、□□□について知識を深めること。	
内 容	講師：□□□□ 講演テーマ：わかりやすい□□□□	
入 場 料 等	無	有( 円)
ポスター等の掲示	有	無

添付書類 (1) 団体の規約、会則等  
(2) 申請事業に係る経費の収支予算書  
(3) その他事業実施に伴う書類

## 共催・後援実績のある主な課所

人権 男女共同参画課      子育て支援課      市民協働推進課  
社会福祉課      障がい福祉課      スポーツ振興課  
長寿介護課      危機管理防災課      商工観光課  
健康増進課      交通防犯課      都市計画課

**調査研究の上、作成する。**

※八潮市教育委員会・八潮市水道部は取り扱いが異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。